

令和5年度 随意契約一覧表(税務部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	税制課	所得照会課税所得証明書バッチ出力対応に係る税務システム改修業務	所得照会課税所得証明書バッチ出力対応に係る税務システム改修業務	令和5年4月3日から 令和5年12月31日まで (令和5年4月3日)	大阪市中央区城見2丁目2番6号 富士通Japan(株)大阪第一統括ビジネス部	8,316,000	現在使用している税務システムは、富士通Japan(株)のパッケージであり、本システムの改修は同社でなければ行うことができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)、【物品・委託役務関係業務】カに該当)
2	資産税課	登記異動処理システムの使用及び保守に関する業務	登記異動処理システムの使用及び保守に関する業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	東京都中央区八丁堀2丁目21番2号 (株)ダイショウ	4,620,000	現在運用している登記異動処理システムを開発した業者であり、他社が同システムを使用・保守することが不可能であるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)、【物品・委託役務関係業務】カに該当)

5～6月分については対象案件はありません。

7月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	資産税課	令和6年度固定資産税(土地)の評価替えで活用する標準宅地の時点修正業務	令和6年度固定資産税(土地)の評価替えで活用する標準宅地の時点修正業務	令和5年7月24日から 令和5年10月13日まで (令和5年7月24日)	大阪府大阪市西区阿波座1丁目6番1号 公益社団法人大阪府不動産鑑定士協会	5,115,990	本業務は吹田市内の標準宅地について、他の公的土地評価との均衡を図りながら同一時点で鑑定を行うもので、これには単に土地を鑑定評価するだけでなく、都道府県単位の情報交換及び調整を十分行うことも必要であり、吹田市域の地価に精通する不動産鑑定士等に鑑定業務を行わせ、なおかつ大阪府全体での価格の均衡を図ることができるのは(公社)大阪府不動産鑑定士協会以外には見当たらないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【測量・建設コンサルタント等業務】カに該当)

## 8月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	市民税課	特別徴収税額通知(納税義務者用)電子化対応業務	特別徴収税額通知(納税義務者用)電子化対応業務	令和5年8月25日から 令和6年6月30日まで (令和5年8月25日)	大阪市中央区城見2丁目2番6号 富士通Japan(株)関西公共第二ビジネス部	19,998,000	本市税務システムは当該業者製のパッケージシステムを採用していることから、当該業者でなければシステム改修を実施することはできないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)、【物品・委託役務関係業務】カに該当)

## 9月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	税制課	エルタックスASPサービス提供業務	地方税ポータルシステムにおける審査システム等の提供業務	令和5年9月1日から 令和8年8月31日まで (令和5年9月1日)	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地 (株)TKC	11,969,100	本サービスを提供可能である全ての事業者を対象に指名競争入札を実施したが不調となり、本事業者以外に業務の提供ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)、【物品・委託役務関係業務】カに該当)

## 10月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	税制課	吹田市税務システム再構築・標準化対応業務	税務システム再構築・標準化対応業務	令和5年10月30日から 令和7年1月31日まで (令和5年10月30日)	大阪市中央区城見2丁目2番6号 富士通Japan(株)関西公共第二ビジネス部	671,515,900円	本委託業務の業者選定を公募型プロポーザル方式で実施し、選定の結果、本事業者を最優秀提案者として決定したため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)、【物品・委託役務関係業務】カに該当)

## 11月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	税制課	税務システムセンタープリンタ更新に伴う位置合わせ対応業務	センタープリンタ更新に伴うプレ印字帳票への位置合わせ対応業務	令和5年11月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年11月1日)	大阪市中央区城見2丁目2番6号 富士通Japan(株)関西公共第二ビジネス部	2,692,250円	本業務は、税務システムから出力される帳票の位置合わせ業務であり、作業については税務システム構築事業者である本事業者でなければ業務を実施することができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)、【物品・委託役務関係業務】カに該当)

## 12月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	市民税課	森林環境税対応業務	森林環境税対応業務	令和5年12月25日から 令和6年6月30日まで (令和5年12月25日)	大阪市中央区城見2丁目2番6号 富士通Japan(株)関西公共第二ビジネス部	20,669,000円	本市税務システムは当該業者製のパッケージシステムを採用していることから、当該業者でなければシステム改修を実施することはできないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)、【物品・委託役務関係業務】カに該当)

1～3月分については対象案件はありません。